

令和2年12月9日
健康福祉部薬務課
043-223-2624

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

県内では新型コロナウイルス感染症の感染者が急速に増加しており、感染防止対策の徹底がより一層重要になっています。

消毒・除菌にあたっては、目的に合った製品を正しく選び、正しい方法で使用して下さるようお願いいたします。

なお、まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果を標榜する製品を空間噴霧することは、国において推奨していません。

1 適切なウイルス対策

消毒や除菌効果をうたう製品は、目的に合ったものを正しく選び、正しい方法で使用しましょう。

- 手指のウイルス対策は、手洗いが最も重要ですが、手洗いがすぐにできない状況ではアルコール消毒液も有効です。
- 物品のウイルス対策は、テーブル、ドアノブなどには、塩素系漂白剤や一部の家庭用洗剤等が有効です。(有効な洗剤のリストをNITE ウェブサイトで公開しています。)
- 空間のウイルス対策は、定期的に換気をお願いします。まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう製品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

詳細は以下のページをご覧ください。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)ウェブサイト
<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>

2 幼児への注意

施設入口において手指消毒剤は幼児の顔の高さに設置されていることが多いことから、自動手指消毒噴霧機やポンプ式の場合、目に入る等の事故を防止するため、

- 「子どもの顔に消毒液がかからないようご注意ください。」等の掲示をする。
 - 幼児の顔にかからない位置に手指消毒剤を設置する。
- 等の対応に配慮くださるようお願いいたします。



消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

➤ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報は
こちらから！

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf



家庭用洗剤等の詳しい情報は
こちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

